

母子家庭、父子家庭、寡婦の方へ

家庭生活支援員を派遣します

福岡市内にお住まいの母子家庭・父子家庭・寡婦の方が日常生活を営むのに**一時的**に支障が生じている場合、ご自宅に家庭生活支援員を派遣します。

① 家事・保育のサポート

次の理由で一時的に支援が必要となる場合に利用できます。

- ・技能習得のための通学、就職活動など。
- ・一時的な傷病、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加など。
- ・母子家庭、父子家庭となつて間もない等、生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている場合。

② 残業時の保育のサポート

乳幼児または小学校に就学する児童を養育しており、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる(所定内労働時間の就業は除く)場合に利用できます。

例えば・・・

あらかじめ残業予定と帰宅時間がわかっている場合に、保育園や留守家庭子ども会へのお迎えと子どもの見守りができます！

利用するときの手続きと流れ

- ・利用については、ひとり親家庭支援センターに事前の相談と登録が必要です。
- ・支援員の派遣は、福岡市立ひとり親家庭支援センターが行います。



センターに支援対象家庭の登録申請をします

支援が必要な時、事前にセンターへ電話します

決定通知を受取ります

支援員が派遣されます

支援終了後、負担額を支払います

お問い合わせ・お申し込み

福岡市立ひとり親家庭支援センター ☎ 092-715-8805

指定管理者：特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

〒810-0074 福岡市中央区大手門2丁目5番15号

【開館時間】 火～土曜日 9:00～21:00 日祝日 9:00～17:30 月曜日休館

【支援時間】 1時間単位で、1日の利用時間は8時間が上限です。

【支援回数】 ①②とも年20回まで利用できます。

【利用者の負担額】

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0円	0円
所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額未満の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※子育て支援については、児童数により費用負担が変わる場合があります。
※利用者居宅での子育て支援は生活援助の料金を適用します。



注意事項

※この事業は一時的な支援ですので、年間を通しての継続的な事由は支援の対象になりません。年間を通して継続的に支援が必要な場合は利用できませんので、他の手段を考えてください。なお、他の手段を考える間の一時的な利用は可能です。

※派遣の日数は、日常生活に支障が生じている状況に応じ、必要と認められる期間となります。

※派遣の調整には一定の日数を要するため、急な支援依頼は調整がつかず希望にそえない場合があります。

※親族の支援を受けることができる場合は、支援対象となりません。

※地域や日時、支援内容、世帯状態によっては、派遣できない場合があります。

日常生活支援事業の詳細は、福岡市立ひとり親家庭支援センターのホームページをご覧ください。登録申請書(PDF)のダウンロードができます。

